

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）



(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 6年 6月 12日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

提出者

住 所 茨城県つくば市東光台 5-1-3

氏 名 エーザイ株式会社

D H B L

筑波サイトマネジメント室

室長 大橋 芳章

電話番号 029-847-5900

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	エーザイ株式会社 筑波研究所
事業場の所在地	つくば市東光台5丁目1-3
計画期間	令和 6年 4月 1日 ~ 令和 7年 3月 31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	医薬品の研究開発
② 事業の規模	建築面積 19, 594 m ² 延べ床面積 65, 111 m ²
③ 従業員数	624人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	筑波研究所で取り扱う特別管理産業廃棄物は「引火性廃油(有害)」「強酸」「強酸(有害)」「廃酸(有害)」「強アルカリ」「廃アルカリ(有害)」「感染性廃棄物」「汚泥(有害)」である。廃棄物は、実験室等から一次保管場所に搬出・収集する。その後、委託している各収集運搬業者が委託した処理場に運搬し、各処理場で焼却処理している。処理後の残渣は、全てリサイクルが行われている。

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

廃棄物管理は、エーザイ株式会社（筑波サイトマネジメント室）がエーザイネットワーク企業である株式会社サンプラネットに業務委託しており、筑波サイトマネジメント室長の基に管理体制が構築されている。廃棄物管理状況並びに廃棄物に関する伝達事項、審議事項については、筑波研究所環境安全衛生委員会において報告、審議されている。特別管理産業廃棄物の処理に関する事項は、特別管理廃棄物管理者から環境安全推進委員を通じて、全従業員並びに関連会社社員に伝達している。

【管理体制図参照】

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】			
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	別紙①のとおり	—
	排 出 量	53.2 t	— t
(これまでに実施した取組)			別紙①のとおり
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙①のとおり	—
	排 出 量	47.9 t	— t
(今後実施する予定の取組)			別紙①のとおり

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙②のとおり
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙②のとおり

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行 う 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			—
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行 う 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			—

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

		【前年度（令和 年度）実績】	
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)	—	
【目標】			
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)	—	

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和 5年度）実績】	
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	別紙①のとおり	—
	全処理委託量	53.2 t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	53.2 t	— t
	再生利用業者への処理委託量	0.9 t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
(これまでに実施した取組) 現在、引火性廃油（有害）、感染性廃棄物は焼却処理委託、廃酸廃アルカリは中和処理委託をしている。低濃度「引火性廃油」のサーマルリサイクルの適用を検討してきたが、塩濃度が高いことから実現しなかった。一方、この取り組みが利用者の意識改革につながり、結果として排出量が減少した。			

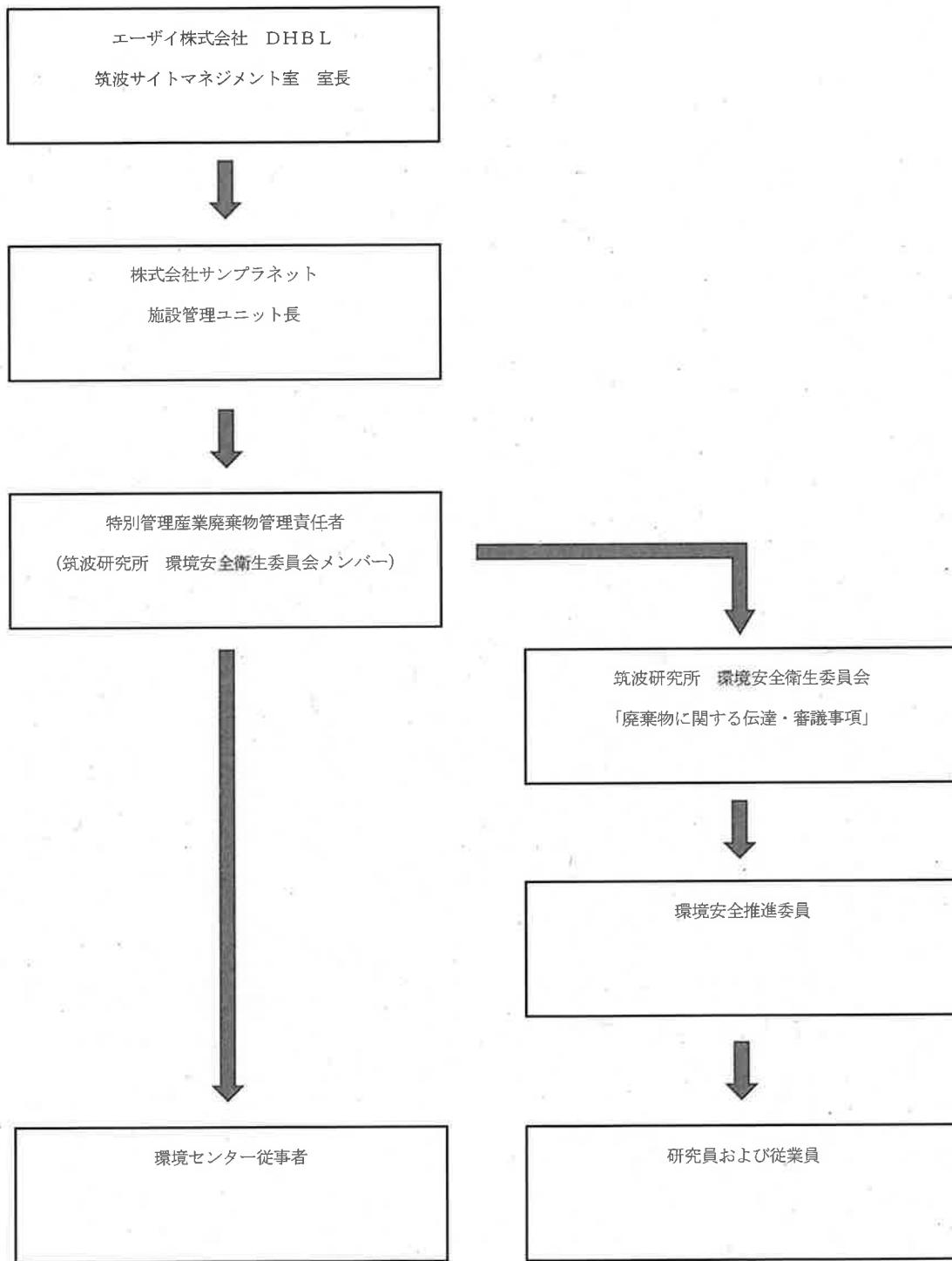
(第5面)

		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類		別紙①のとおり
②計画		全処理委託量	47.9 t	— t
		優良認定処理業者への 処理委託量	47.9 t	— t
		再生利用業者への 処理委託量	0.8 t	— t
		認定熱回収業者への 処理委託量	— t	— t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)				
特別管理産業廃棄物における引火性廃油（有害）強酸、強アルカリ、汚泥の廃棄物分析を定期的に実施することにより、分別廃棄状況の把握と適正な処理の実施をはかる。新入社員、入所時研修などを通じて、廃棄物分別など徹底した環境教育を実施する。				
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

エーザイ株式会社 筑波研究所
廃棄物管理体制図



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

別紙①

特別管理産業廃棄物の種類	排出量抑制の目的	目標量達成に向けた具体的取組	処理の現状と今後の課題	社員等の教育/研修制度
引火性廃油 (有害)	実験上有機溶媒の使用制限は難しいが、P R T R 対象物質の削減の取組	必要最小限の溶媒使用量による実験の検討（ジクロロメタン、クロロホルム等）を行い削減	廃液容器の多くを20Lから10Lへ変更し、使用料の削減を意識付けた。	転入者、業務委託、派遣を含む新入者研修の実施、廃棄物分別マニュアルの再徹底、処理施設見学会
引火性廃油	実験上有機溶媒の使用制限は難しいが、削減の取組	必要最小限の溶媒使用量による実験の励行	廃液容器の多くを20Lから10Lへ変更し、使用料の削減を意識付けた。	転入者、業務委託、派遣を含む新入者研修の実施、廃棄物分別マニュアルの再徹底
強酸	使用量の削減を行い、廃棄量の削減を目指す。	必要最小限の試薬の使用による実験の励行	中間処理業者委託、pHの測定確認と専用の内容物表示を義務付け	転入者、業務委託、派遣を含む新入者研修の実施、廃棄物分別マニュアルの再徹底
廃酸（有害）	かなり減少してきたが、更なる削減を目指す。	必要最小限の試薬の使用による実験の励行	中間処理業者委託、pHの測定確認と専用の内容物表示を義務付け	転入者、業務委託、派遣を含む新入者研修の実施、廃棄物分別マニュアルの再徹底
強アルカリ	減少傾向であるが、更なる削減を目指す。	必要最小限の試薬の使用による実験の励行	pHの測定確認と専用の内容物表示を義務付け	転入者、業務委託、派遣を含む新入者研修の実施、廃棄物分別マニュアルの再徹底
廃アルカリ (有害)	さらに削減できるように1割削減を目指す。	必要最小限の試薬の使用による実験の励行	pHの測定確認と専用の内容物表示を義務付け	転入者、業務委託、派遣を含む新入者研修の実施、廃棄物分別マニュアルの再徹底
感染性廃棄物	発生量の抑制を考慮した使用量を検討	感染性廃棄物の発生量を最小限とするため、廃棄物発生量削減の徹底	中間処理業者委託、pHの測定確認と専用の内容物表示を義務付け	転入者、業務委託、派遣を含む新入者研修の実施、廃棄物分別マニュアルの再徹底、処理施設見学会
汚泥（有害）	更なる削減を目指す。	有害と無害の分別を徹底し、無害はリサイクルにした。	専用の内容物表示の義務付けの再徹底	転入者、業務委託、派遣を含む新入者研修の実施、廃棄物分別マニュアルの再徹底

特別管理産業廃棄物の分類に関する事項

別紙②

特別管理産業廃棄物の種類	目標の設定	分別基準等分別の考え方	具体的な取組内容	委託処理の状況
引火性廃油（有害）	必要最小限の溶媒の使用（ジクロロメタン、クロロホルム等）の削減	ハロゲン化合物有害物質含有の引火性廃油全てを分別	P R T R の排出基準量を超えない使用量に削減。	中間処理業者による焼却処分。残渣はゼロ。
引火性廃油	必要最小限の溶媒の使用	分別廃棄	使用量の削減。	中間処理業者による焼却処分。残渣はゼロ。
強酸	必要最小限の試薬の使用による実験の励行	p H 2. 0 以下	p H の測定確認と専用の内容物表示を義務付けている。	中間処理業者による中和処理。残渣はリサイクル（路盤材）。
堿酸（有害）	必要最小限の試薬の使用による実験の励行	ハロゲン並びに有害物質が混入している酸性廃液全てを対象	p H の測定確認と専用の内容物表示を義務付けている。	中間処理業者による中和処理。残渣はリサイクル（路盤材）。
強アルカリ	必要最小限の試薬の使用による実験の励行	p H 1 2. 5 以下	p H の測定確認と専用の内容物表示を義務付けている。	中間処理業者による中和処理。残渣はリサイクル（路盤材）。
堿アルカリ（有害）	必要最小限の試薬の使用による実験の励行	ハロゲン並びに有害物質混入	p H の測定確認と専用の内容物表示を義務付けている。	中間処理業者による中和処理。残渣はリサイクル（路盤材）。
感染性廃棄物	発生抑制を考えた最小必要量による実験の励行	廃掃法の基準に合わせた分別	発生量、削減計画など具体的な取組を徹底する。	中間処理は焼却処分。焼却残渣はリサイクル（路盤材）。
汚泥（有害）	必要最小限のシリカゲルの使用による実験の励行	ハロゲン並びに有害物質が混入しているシリカゲル全てを対象	専用の内容物表示を義務付けている。	中間処理業者による焼却処理。残渣はリサイクル（路盤材）。

2023年度 特別管理産業廃棄物 発生量 (t)

	特別管理産業廃棄物の種類	発生量	全処理委託量	優良認定処理業者 への処理委託量	再利用業者 への処理委託量
1	引火性廃油 (有害)	27.4000	27.4000	27.4000	0
2	引火性廃油	0.0071	0.0071	0.0071	0
3	強酸	0.0313	0.0313	0.0313	0.0006
4	廃酸 (有害)	3.0210	3.0210	3.0210	0.0226
5	強アルカリ	0.0740	0.0740	0.0740	0.0015
6	廃アルカリ (有害)	0	0	0	0
7	感染性廃棄物	22.1951	22.1951	22.1951	0.8878
8	汚泥 (有害)	0.5140	0.5140	0.5140	0.0057
	合計	53.2425	53.2425	53.2425	0.9182

2024年度 特別管理産業廃棄物 発生量の目標 (t)

	特別管理産業廃棄物の種類	発生量	全処理委託量	優良認定処理業者 への処理委託量	再利用業者 への処理委託量
1	引火性廃油 (有害)	24.6600	24.6600	24.6600	0
2	引火性廃油	0.0064	0.0064	0.0064	0
3	強酸	0.0282	0.0282	0.0282	0.0006
4	廃酸 (有害)	2.7189	2.7189	2.7189	0.0200
5	強アルカリ	0.0666	0.0666	0.0666	0.0013
6	廃アルカリ (有害)	0	0	0	0
7	感染性廃棄物	19.9756	19.9756	19.9756	0.7990
8	汚泥 (有害)	0.4626	0.4626	0.4626	0.0046
	合計	47.9182	47.9182	47.9182	0.8255